

第1章 環境基本計画による施策の検証と 今後の基本的方向

～平成21年度の実施を中心として～

はじめに

～地球環境問題をめぐる社会的状況と環境白書～

本年 10 月、「生物多様性に関する国際会議（COP10）」が日本で開催されました。地球上のさまざまな環境変化が危惧されるとともに、人間も生態系の一員として他の生物と調和していくことが求められています。また、地球温暖化問題については、2012 年（平成 24 年）に温室効果ガス排出削減目標の達成期限を迎える京都議定書への取り組みも必ずしも容易ではなく、次期国際的枠組みの合意についても難航が予想されています。引き続き、国内外の動向を注視していかなければなりません。

一方、国内では、平成 20 年に、エネルギーの使用の合理化に関する法律や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等が改正され、本年 4 月から事業者において温室効果ガス排出量の削減が義務化されるなど、地球温暖化対策の一層の強化が図られています。

このような中で、杉並区では、7 年ぶりに環境基本計画を改定しました。新たな環境基本計画では、杉並区の将来像を「区民と創る環境先進都市 杉並」とし、そのイメージを 4 つの視点から表現しています。具体的には、地球環境を守り、豊かな生活環境を後世に引き継いでいくため、省エネルギーや省資源、自然エネルギーの普及などに取り組むとともに、都市部で進行するヒートアイランド現象を緩和するため、みどりの創出に努めるものとしています。

そこで、本書では、環境基本計画との整合性を図るため、杉並区の将来の姿を前提に、その実現に向けた環境施策の主な取り組み実績を中心として、計画の達成状況や課題などを検証するとともに、今後の取り組みの基本的な方向などを明らかにしてまいります。

杉並区の将来の姿

区民と創る「環境先進都市 杉並」

省エネルギーで、質の高い生活が定着している

暮らしに「もったいない」の心が活かされている

連続したみどりと、美しく魅力ある個性豊かな
まちなみが広がっている

環境に対する意識が高く、行動力のある人材が育まれている

環境先進都市杉並の実現に向けた主な取組み

1 省エネルギーで質の高い生活の定着をめざして

杉並区における二酸化炭素の排出量は、直近の確定値で見ると、平成 19 年度の 1 年間で約 176 万トンとなっており、これは東京ドーム約 720 杯分に相当します。このうち家庭からの排出量の割合が 46.5%を占めています。

都市部における省エネルギー対策には、行政の取組みはもとより、区民一人ひとりの地球環境保全に向けた意識と行動が何より大切です。また、資源の少ない日本では、化石燃料への依存を可能な限り抑制し、自然エネルギーの活用を促進するなど、エネルギー効率の良い質の高い暮らしの実現をめざしていくことが求められています。

(1) 住宅用太陽エネルギー利用機器等の設置助成

年度	補助件数	普及率
15年度	30件	0.04%
16年度	40件	0.1%
17年度	49件	0.2%
18年度	67件	0.3%
19年度	74件	0.4%
20年度	72件	0.5%
21年度	133件	0.6%

【施策の概要】

杉並区では、住宅都市の特性を活かしていくため、平成 15 年度から、一般個人住宅向けに太陽光発電機器の設置助成を始めました。

また、平成 21 年度からは、環境技術の進展を踏まえ、太陽熱温水器や高効率給湯器への設置助成も開始しています。

【主な課題と施策の基本的方向】

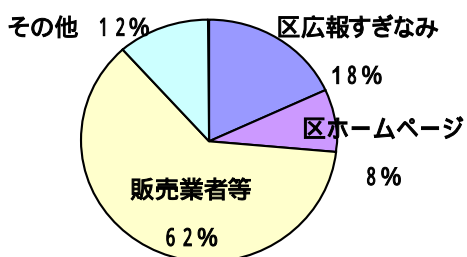
太陽光発電機器等への設置助成については、事業開始から平成 21 年度までの 7 年間で 465 件となっており、区内戸建住宅数に占める設置率（普及率）は、約 0.6%となっています。

太陽光発電機器については、設置コストと回収期間の問題や政府が検討している余剰エネルギーの全量買取制度の動向、企業による技術開発と導入支援の拡大など、課題もありますが、今後、多くの需要が見込まれる可能性も指摘されているところです。

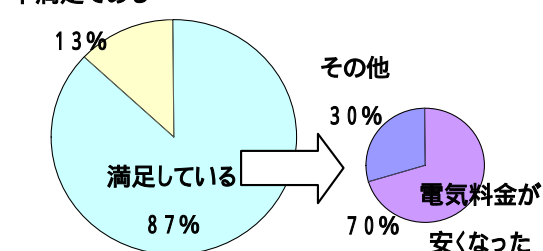
杉並区では、当面、助成による太陽光発電機器の普及率 2%を目標として、助成実績なども考慮しつつ、引き続き、効果的な支援策を検討してまいります。

なお、区の助成を受けた区民へのアンケート結果では、助成制度の周知が機器の販売業者によってなされている割合が多く、また、経済的利益により設置後の満足度も高くなっています。

《 太陽光発電機器の設置助成を何で知りましたか 》



《 太陽光発電機器を設置した感想は 》



(2) LED照明の設置助成

【施策の概要】

杉並区では、環境へ配慮しつつ、商店街の魅力を高めていくため、区内4つの商店街にLED照明装飾灯の設置助成を行いました。

また、本庁舎ロビーでもLED照明を設置しており、一般区道についてもモデル路線を指定し、街路灯のLED化を段階的に進めています。

【主な課題と施策の基本的方向】

*白熱灯60W相当の比較。数値は平均的な参考数値

LED照明は、消費電力が少ない上に寿命が長く、環境に優しい環境技術です。

しかし、現時点では、購入価格が比較的高いことから、今後、費用対効果を十分に検証した上で、区施設の照明や街路灯などへの導入を検討していく

とともに、検証結果などを区広報や区ホームページなどにより公表していきます。

区分	LED電球	電球型蛍光灯	白熱灯
消費電力	6 W	13 W	60 W
年間電気代 (1日6時間使用)	300 円	650 円	3,000 円
ランプ寿命	40,000 時間	6,000 時間	1,000 時間
購入価格	3,500 円	800 円	100 円
1年あたりのコスト	500 円	950 円	3,200 円

(3) 環境・省エネ対策実施プランによる取組み

～ I S O 認証に基づく取組実績を活かして～

【施策の概要】

杉並区では、平成13年10月にISO14001の認証を取得し、エネルギー利用の抑制とコスト縮減に大きな成果を挙げてきました。

しかし、平成20年には、エネルギーの使用の合理化に関する法律や都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等の改正が行われ、平成22年4月から、事業者が省エネルギー対策や温室効果ガスの排出削減義務を負うこととなりました。

このため、区では、これまでのISO14001に基づく環境マネジメントシステムの実践による成果を踏まえ、新たに区役所におけるエネルギー管理の基本指針「杉並区環境・省エネ対策実施プラン」を策定し、環境及び省エネルギー対策を実践しています。

【主な課題と施策の基本的方向】

区役所における省エネルギーなどへの取組みを継続していくためには、職員への環境への配慮と省エネルギーに対する意識や自覚が重要です。

併せて、本庁舎をはじめ、出先事業所における施設設備や機器類の省エネルギー化を検討し、コスト縮減を図っていく必要があります。

区分	削減目標値 / 年度	計画期間	達成目標 (平成26年度)
杉並区全体	エネルギー使用量 前年度比2%の削減	22年度 ～26年度	温室効果ガス 10%の削減 (21年度比)
本庁舎	温室効果ガス 基準排出量比8%の削減		
その他の施設	エネルギー使用量 前年度比2%の削減		

2 暮らしに「もったいない」の心を活かして

「もったいない」という日本語は、外国語訳に苦慮する言葉と言われており、日本には、古来からこの言葉の持つ、物を大切にする精神が生き続けています。

資源の少ない我が国においては、この精神を受け継ぎ、家庭ごみの減量やリサイクルの推進をめざしていくことが大切です。

ごみ減量に向けた取組みには、区民の皆さんの意識や協力が欠かせません。ごみの減量化に向けて、今後とも「もったいない」の精神の下、ものを大切に長く使い、使用後の処分は、可能な限り資源化を心がけていくことが重要です。

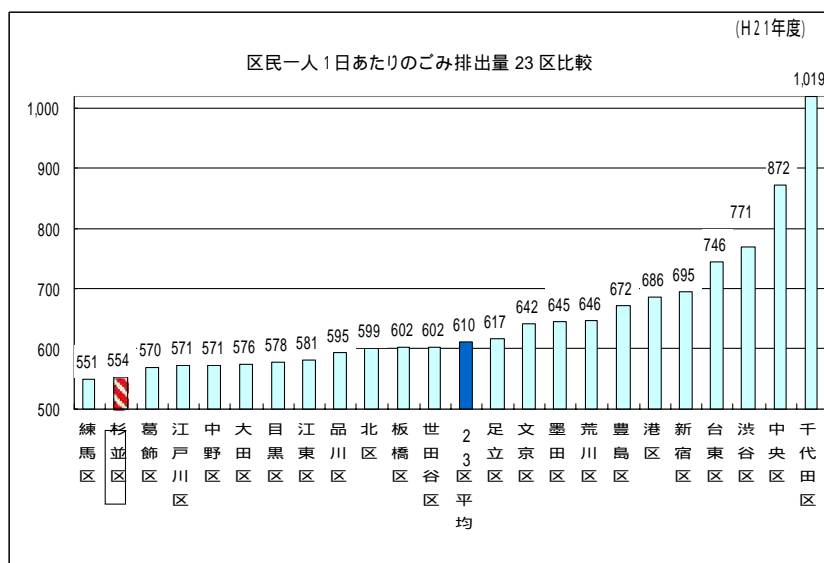


(1) 家庭ごみの減量

【施策の概要】

平成21年度の実績は、可燃ごみが、前年度比約2%減少(1,574トン、清掃車787台分の減)、不燃ごみは、約7%減少(331トン、清掃車165台分の減)となりました。

その結果、区民一人1日あたりのごみ量は、554gとなり、これは、23区で2番目の少なさとなっています。



【主な課題と施策の基本的方向】

平成20年度から実施した、サーマルリサイクルやプラスチック製容器包装の分別回収とともに、ごみ減量に対する区民の意識の高さを反映し、家庭ごみの排出量は、着実に減少しています。

今後、新たな基本構想や総合計画の策定を機に、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」を見直していかなければなりません。家庭ごみの減量を進めていくためには、何よりごみの自己管理と排出者責任を徹底していくことが重要であることに変わりはありません。

清掃事業に関する地域懇談会や研修会の開催など、町会や区民の皆さんの協力を得て、ごみ処理政策をめぐる問題点や課題を一つひとつ解決しながら、東京都からの事業移管の趣旨に沿った区民サービスの実践に努めていかなければなりません。

(2) ごみカレンダーの配布と広告収入

【施策の概要】

ごみの排出や資源の分別方法の周知とともに、ごみ出しのルールやマナーを徹底していただくため、地域単位で収集日や分別区分を記載したごみカレンダーを作成し、区内全世帯に配布しています。

また、カレンダーには、区内事業者の広告を掲載し、広告収入を作成経費の一部に充当しています。(掲載事業者 12 社、広告料収入 60 万円)



【主な課題と施策の基本的方向】

イラストなどを多用したカレンダーは、区民からもごみや資源の分別方法がわかり易いと好評で、ごみ減量にも一定の効果が現れています。

今後とも、区民の皆さんの意見や要望を踏まえ、よりわかり易いカレンダーの作成に努めていきます。

(3) 資源（古紙）持ち去り防止パトロールの取組み

【施策の概要】

杉並区では、平成 21 年 5 月から「杉並区廃棄物の処理及び利用に関する条例」を改正し、違反者の住所・氏名などを公表するとともに、20 万円以下の罰金を科すこととしました。

期 間	警 告	禁 止 命 令	告 発	公 表
平成 21 年 5 月～22 年 3 月	50	190	10	10
平成 22 年 4 月～10 月	13	168	5	0
合 計	63	358	15	10

古紙の持ち去り防止パトロールについては、専任の監視員による早朝パトロールを実施するとともに、違反者に対しては、警察へ告発しています。

【主な課題と施策の基本的方向】

条例の施行とパトロールの強化により違反者は半減するとともに、古紙の回収量も対前年度比で約 5%程度増加しています。また、平成 22 年度からは監視員を増員し、取り締まり活動を拡大していますが、根絶することは容易ではありません。



古紙等の資源は、区民の皆さんの協力によって得られる区の貴重な財産です。

引き続き、パトロールにあたっては、業務の効率的な執行方法を検討するとともに、資源の排出にあたっては、区民の皆さんによる集団回収の拡大や新聞回収袋の活用など、資源を持ち去りにくい環境を整備していくことが重要です。

3 連続したみどりと美しく魅力ある個性豊かなまちなみを広げるために

まちのみどりは、貴重な自然として人々に安らぎと潤いを与えます。区ではこれまで「保護指定制度」や「貴重木制度」の創設、「みどりの基金条例」の制定、区民による「花咲かせ隊」や「すぎなみ公園育て組」の発足など、さまざまな施策を講じて、みどりを守り、広げてきました。

また、連続したみどりの創設をめざして、生けがきやみどりのベルトづくりにより緑化を進め、公園や緑地、庭園等の整備に努めてきました。

平成 22 年度には、「みどりが暮らしの中に息づくまち杉並」を将来像として掲げた、新たな「みどりの基本計画」を策定し、住宅都市杉並において、緑の創出とともに様々な生き物が共生でき、区民が快適かつ安心、安全に生活していける環境の創出に努めています。



(1) みどりのベルト計画、高円寺モデル地区を指定

【施策の概要】

平成 21 年 4 月に、高円寺地区（約 62ha）において、特にみどりを保全し、育成を図るべきエリアとして、みどりのベルトづくりのモデル地区に指定しました。

この指定により区は、街路樹をはじめとする公的な緑の充実を図るとともに、地元住民の皆さんと協働し、身近な緑の創出への取組みを開始しました。具体的には、高円寺の 2 つの商店街と協定を締結し、苗木等の資材提供により、道路に面する民有地 5 か所での緑化を行っています。

【主な課題と施策の基本的方向】

小スペースでの緑化であっても、連続した緑のベルトを創りだすとともに、区民の緑化への関心を高めることができました。

今後は、当該地区の接道部緑化率を上げるため、商店街に限らず住宅地でも協定を締結し、資材提供等を通じて、地域の緑化を一層推進していきます。



(2) 「Aさんの庭」の開園

【施策の概要】

阿佐谷北の住宅地に建つ一軒の住宅が、宮崎駿監督著「トトロの住む家」で紹介され、地域では「トトロの家」と呼ばれて親しまれていました。昭和初期の杉並の文化・生活を今に伝える住宅とみどり豊かな庭を持つ、その住宅が取り壊されそうになった時には、保存を求める地域住民約 6,300 人の署名が区へ提出されました。区はこれを受け、住宅を保存し、庭を活かした公園として整備することを決定しました。

地域住民とともに設計を進めていた平成 21 年 2 月、火災により住宅は焼失してしまいましたが、宮崎監督から公園デザイン提案の申し出があり、これを基に設計・整備を進め、平成 22 年 7 月に宮崎監督命名の「Aさんの庭」が開園しました。

【主な課題と施策の基本的方向】

「Aさん」の「A」とは、この公園を利用する「皆さん」を意味しています。これまで区とともに公園の計画づくりを進めてきた地域住民の有志の方が「すぎなみ公園育て組」に登録し、引き続き、公園の維持管理活動にご協力いただけることになりました。

今後も末永く地域に親しまれる公園となるよう、地域住民の皆さんとともに大切に育んでいきます。



(3) 善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業の基本方針策定

【施策の概要】

平成 20 年度から、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる、潤いと安らぎのある水辺環境を再生・創出することを目的として、区民とともに善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業に取り組んできました。

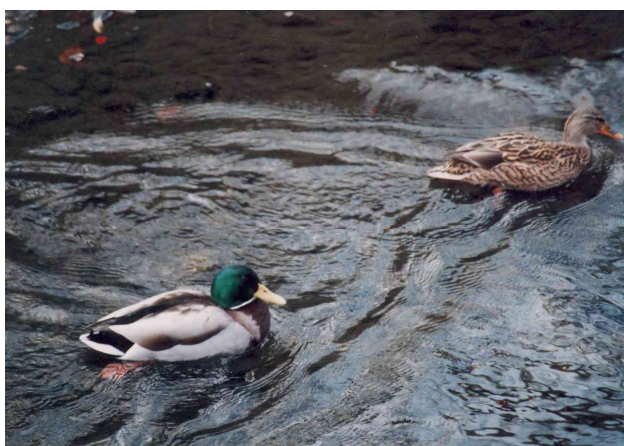
区では、検討懇談会を設置し、学識経験者からの提言とともに、区民意見を参考に、善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業基本方針をまとめました。

具体的には、区民参加による水鳥一斉調査やシンポジウムの実施などを盛り込みました。

【主な課題と施策の基本的方向】

善福寺川沿いに 8 基の流域案内板を設置し、善福寺川で見られる水鳥の説明を行うほか、水鳥一斉調査やシンポジウムには、多くの区民が参加するなど、事業への関心も高く、都市空間において河川の持つ役割を PR することができました。

今後は、具体的な行動計画を策定し、区民と川とのつながりを深め、流域一帯に多様な自然環境を創出していきます。



4 環境に対する意識が高く行動力のある人材を育むために

地球環境を保全し、快適な生活空間を創出していくためには、区民一人ひとりが環境意識を育み、主体的に環境配慮行動に取り組むことが重要です。

杉並区では、これまで環境に対する区民の皆さんの理解と関心を深めていただくため、環境博覧会の開催や環境賞の創設、マイバッグコンテストの実施など、楽しみながら環境意識を育める取組みを進めるとともに、環境情報館を拠点とした環境団体や地域の皆さんによる環境活動の展開により、情報発信と人材育成に努めてきました。

また、ごみの減量化を目的としたレジ袋削減の取組みや「杉並・わがまちクリーン大作戦」の実施、歩きたばこ禁止キャンペーンにおける町会・自治会との連携など、さまざまな取組みにより、今では多くの区民の皆さんが環境配慮行動に取り組んでいます。

さらに、区立小中学校においては、総合的な学習の時間等を活用し、自然保護の重要性や環境負荷の少ない生活の大切さを学ぶとともに、中学生を対象とした「ごみ会議」を開催するなど、子供たちの環境意識を育むための取組みにも努めてきたところです。



名実ともに「環境先進都市杉並」を実現していくためには、区民の環境意識をはじめ、制度や技術開発、緑化対策を含めた自然環境の保全が欠かせませんが、それを実践し、牽引できる人材の育成もまた重要となっています。

(1) レジ袋削減の取組み

【施策の概要】

平成20年度から「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」を施行し、レジ袋削減の取組みを進めています。条例では、対象事業者に対し、「レジ袋有料化等計画書」「レジ袋有料化等結果報告書」の提出を義務付け、マイバッグ等持参率60%の目標達成に向けた協力を求めています。

その結果、平成21年度までの実績では、レジ袋有料化等の取組みが進み、マイバッグ等持参率は、スーパーに限定すれば、ほぼ目標を達成しています。対象事業所全体でも平均約33%となり、条例施行前と比較して約11%の増加となっています。

年度	スーパー	コンビニ	その他	マイバッグ持参率 (平均)
19年度	37店舗 (26.4%)	177店舗 (21.2%)	6店舗 (3.2%)	21.6%
20年度	37店舗 (56.2%)	177店舗 (27.5%)	6店舗 (15.8%)	32.0%
21年度	40店舗 (56.4%)	191店舗 (28.1%)	6店舗 (42.3%)	33.3%

* ()内は、業種ごとのマイバッグ持参率

また、杉並区商店会連合会の協力により、「レジ袋削減協力金箱」を店舗に設置し、レジ袋を必要とする顧客から任意で協力金を受け取り、学校の緑化経費に充てる取組みも開始しています。

【主な課題と施策の基本的方向】

レジ袋有料化等の取組みが事業者の経営努力に依拠していることもあり、事業形態や立地条件、景気の動向などによっては、実効性のある取組みが必ずしも容易ではない現状が伺えます。

今後は、レジ袋削減推進協議会とも連携し、レジ袋削減に有効な取組みを行う事業者が継続できるよう、必要な支援策を講じていくとともに、コンビニに対して一層の取組みの要請と支援を行っていきます。また、マイバッグ持参キャンペーンなどについても、これまでの取組み実績やコスト負担も考慮し、創意工夫を凝らしながら区民の皆さんの環境意識の啓発に努めていきます。

(2) 中学生ごみ会議の開催

～ 中学生環境サミットに名称変更～

【施策の概要】

平成 22 年 1 月、環境教育の一環として、中学生ごみ会議を開催しました。

区内 17 校から中学生 39 名が参加し、ごみ集積場に出されたごみの調査や最終処分場の見学などを行うとともに、ごみ問題の現状について熱心な議論を重ね、ごみ減量に向けた決意表明やアイデアなど、区長に対して意見発表を行いました。



【主な課題と施策の基本的方向】

ごみの排出量は、生活習慣と密接な関連を持っています。このため、ごみや環境に対する意識を培うため、次代を担う中学生が参加する「ごみ会議」は大きな意義があると考えています。

平成 22 年度からは、名称も「中学生環境サミット」と改め、議論の対象をごみ問題に限定せず、地球温暖化問題を含め、環境全般に拡大して実施しています。参加者の意見発表を各学校に還元し、学校での環境学習に役立てることにより、一人でも多くの中学生が環境意識を育み、自主的な活動につなげていくことを期待しています。

(3) 路上喫煙パトロールと過料徴収

【施策の概要】

平成15年10月に施行した「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」では、区内全域で、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをしないよう定めていますが、依然としてルールを守らない喫煙者が見受けられ、多くの苦情が寄せられました。

そこで、意識啓発のみでは限界があることから、路上禁煙地区における違反者に対し、過料2,000円を科すことで、喫煙ルールの徹底を図り、区民の安全と環境美化の一層の推進を図ることとしました。



【主な課題と施策の基本的方向】

過料徴収の実施後、路上禁煙地区における歩きたばこやポイ捨て行為は減少し、一定の成果が見られますが、確実に定着するまでには至っていない状況です。むしろ、路上禁煙地区に隣接する地域に歩きたばこが拡散するなど、新たな問題も生じています。

今後は、過料徴収による効果の検証を行うとともに、違反者の多い地域や周辺地域での指導強化やパトロール時間などを工夫するなど、より実効性の高い取組みを進めていきます。

区では、こうした公共の場における迷惑行為に対しては、「マナーからルールへ、そしてマナーへ」を基本的な考え方として、地域の皆さんとも協力して、違反者の根絶に向けた取組みを継続していきます。

なお、歩きたばこ防止の取組みについては、資源持ち去り行為の監視活動を含めて、区の危機管理全体の視点から見直しを行い、効率化を図っていく必要があります。